

定期巡回めぐみの会 運営規程

（事業の目的）

第1条 この運営規程は、株式会社メディカル・アートが設置する定期巡回めぐみの会（以下「事業所」という。）が行う指定定期巡回随時対応型訪問介護看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所の管理者、オペレーター、面接相談員、訪問介護員（以下「従業者」という。）、看護師が、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定定期巡回随時対応型訪問介護看護事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所が実施する事業は、要介護状態となった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回（以下「定期巡回」という。）又は通報により利用者の居宅を訪問し（以下「随時訪問」という。）、排泄の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心して居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行う。
- 2 定期巡回サービスの提供にあたっては、計画作成者の計画（以下「訪問介護計画」という。）に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行う。
- 3 随時訪問サービスの提供にあたっては、訪問介護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行う。
- 5 事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 7 前各項のほか、練馬区「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成24年練馬区条例第58号）」に定める内容を遵守し、事業を実施する。
- 8 本件業務の一部を、事前に利用者又はその家族に対して説明したうえ、第三者（以下「委託先」という）に委託する場合がある。委託したときは、本規程に基づき、同様の義務を委託先に負わせるものとし、また委託先の行為について、事業所が一切の責任を負うものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 定期巡回めぐみの会

(2) 住所 練馬区石神井町5丁目3-12 1階

サテライト事業所

- ・定期巡回 大泉：住所 練馬区南大泉3丁目9-19 グリーンコーポ大泉1号室
- ・定期巡回光が丘：住所 練馬区田柄3丁目14-12ールシェール飯綱山201号

(職種、員数及び職務内容)

第 4 条

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	利用者の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容管理を行う。また、利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等、居宅介護支援事業者等との連携に関するものを行う。	常勤 1 名
オペレーター	利用者からの通報を受け、訪問の可否等の必要性を判断し、訪問介護員に具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達、連絡を行う。	常勤 4 名以上
計画作成責任者	利用者から通報を受けた際に、適切に対処できるように利用者と面接を行い、利用者の状況を把握し、計画書作成を行い、オペレーターや訪問介護員に情報を伝達、連絡を行う。	常勤 4 名以上
定期巡回訪問介護員	定期的に巡回する訪問介護（排泄介助、体位変換、移動・移乗介助、その他必要な身体介護）を行う。	常勤 2 名以上
随時対応訪問介護員	利用者からの通報を受けたオペレーターからの指示、連絡により随時訪問サービスの提供を行う。	常勤 10 名以上 非常勤 10 名以上
訪問看護職員	看護師等が医師の指示に基づき、利用者宅を訪問してサービス提供を行います。看護職員による利用者のアセスメント及びモニタリング ① 随時対応サービスの提供にあたって、看護職員による対応が必要と判断された場合のサービス提供 ② 介護・医療連携推進会議への参加 ④ その他必要な指導及び助言	常勤 2 名以上 常勤換算 2.5 名以上

(事業所の営業日及び営業時間)

第 5 条

営 業 日	365 日
営 業 時 間	24 時間

(介護報酬に係る利用者負担金)

第 6 条 事業所が提供する指定夜間対応型訪問介護の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、その 1 割から 3 割の支払いを受けるものとする。なお、法定代

理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点からの実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 5 キロメートル未満 300 円
- (2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 5 キロメートル以上 500 円

【その他】

- ・ 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用
- ・ 訪問の際、利用者宅で使用する光熱費等の費用はご利用者の負担とする。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業実施地域は練馬区全域とする。

(利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について)

第 8 条

利用料

別紙料金表 参照

2 請求及び支払方法

① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)、その他の費用の 請求方法等	ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求する。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 20 日までに利用者あてに郵送する。
② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)、その他の費用の 支払い方法等	ア サービス提供の都度渡すサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月 20 日までに郵送する。 イ 支払いの確認をしたら、支払い方法の如何によらず、領収書を渡す。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがある。)

(合鍵の管理)

第 9 条

指定定期巡回随時対応型訪問介護看護事業の提供の開始に際しては、随時訪問サービス等の緊急時の対応に支障がないよう、利用者又はその家族の了承のもと、利用者の居宅の合鍵を作って頂く。

(秘密の保持と個人情報の保護について)

第 10 条

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	ア 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。 イ 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らさない。
--------------------------	---

	ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続する。 エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
② 個人情報の保護について	ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いない。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いない。 イ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとする。 ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとする。

（緊急時等における対応方法について）

第 11 条 秘密の保持と個人情報の保護についてサービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡する。

（事故発生時の対応方法について）

第 12 条

利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下、「定期サービスとする」）の提供により事故が発生した場合は、練馬区、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

また、利用者に対する定期サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。なお、事業者は、あいおい損害保険会社と賠償保険に加入している。

（身分証携行義務）

第 13 条

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示する。

（心身の状況の把握）

第 14 条

定期サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(サービス提供の記録)

第 15 条

- (1) 定期サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付する。
- (2) 定期サービスの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスが終結した日から 2 年間保存する。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができる。

(サービス提供に関する相談、苦情について)

第 16 条 苦情処理の受付

苦情受付担当窓口	山添友恵 03-5372-2783
地域包括支援センター	東京都練馬区石神井町3-30-26 03-5923-1250
東京都国民健康保険団体 連合会介護相談指導課	東京都千代田区飯田橋 3-5-1 03-6238-0177

(虐待防止)

第 17 条 事業所は人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - ・ 高齢者虐待防止担当：管理者

(その他の事項)

第 18 条 本所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 6 回

- 2 事業所は、指定夜間対応型訪問介護に関する記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社メディカル・アートと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

別紙料金表

<介護保険訪問介護看護料金表>

要介護度	訪問介護のみ利用	負担金額		
		1 割	2 割	3 割
要介護 1	5,446 単位	6,209 円	12,417 円	18,626 円
要介護 2	9,720 単位	11,081 円	22,162 円	33,243 円
要介護 3	16,140 単位	18,400 円	36,800 円	55,199 円
要介護 4	20,417 単位	23,276 円	46,551 円	69,826 円
要介護 5	24,692 単位	28,149 円	56,298 円	84,447 円

要介護度	訪問介護と 訪問看護を利用	負担金額		
		1 割	2 割	3 割
要介護 1	7,946 単位	9,059 円	18,117 円	27,176 円
要介護 2	12,413 単位	14,151 円	28,302 円	42,453 円
要介護 3	18,948 単位	21,601 円	43,202 円	64,803 円
要介護 4	23,358 単位	26,629 円	53,257 円	79,885 円
要介護 5	28,298 単位	32,260 円	64,520 円	96,780 円

	夜間訪問型	負担金額		
		1 割	2 割	3 割
基本夜間	989 単位	1,128 円	2,255 円	3,383 円
定期巡回費	372 単位	424 円	848 円	1,272 円
随時訪問Ⅰ	567 単位	647 円	1,293 円	1,939 円
随時訪問Ⅱ	764 単位	871 円	1,742 円	2,613 円

加算

緊急時訪問看護加算Ⅱ	315 単位（月）
特別管理加算（Ⅰ）／（Ⅱ）	500 / 250 単位（月）
ターミナル加算	2,500 単位（死亡月）
初期加算（30 日間）	30 単位（1 日）
退院時共同指導加算	600 単位（1 回）
総合マネジメント体制強化加算Ⅰ	1,200 単位（月）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	750 単位（月）
市町村独自加算 10	500 単位（月）
市町村独自加算 6	300 単位（月）
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位×24.5%

<医療保険訪問看護料金表>

区分	訪問の日数		基本療養費 (円)	管理療養費 (円)	合計金額 (円)	負担金額 (円)		
	月の日数	週の日数				1 割	2 割	3 割
(Ⅰ)通常 (Ⅱ)同一建物居住者 同一日2人まで	1日目～	週3日まで	5,550	7,440	12,990	1,299	2,598	3,897
		週4日目～	6,550		13,990	1,399	2,798	4,197
	2日目～	週3日まで	5,550	3,000	8,550	855	1,710	2,565
		週4日目～	6,550		9,550	955	1,910	2,865
(Ⅱ)同一建物居住者 同一日3人以上	1日目～	週3日まで	2,780	7,440	10,220	1,022	2,044	3,066
		週4日目～	3,280		10,720	1,072	2,144	3,216
	2日目～	週3日まで	2,780	3,000	5,780	578	1,156	1,734
		週4日目～	3,280		6,280	628	1,256	1,884
(Ⅲ)外泊者	入院中1回		8,500		8,500	850	1,700	2,550

加算

項目		金額 (円)	負担金額 (円)		
			1 割	2 割	3 割
難病等 複数回訪問加算	2回	4,500/日	450	900	1,350
	3回以上	8,000/日	800	1,600	2,400
緊急訪問加算		2,650/日	265	530	795
長時間訪問加算		5,200/週	520	1,040	1,560
複数名訪問加算	看護師	4,500/週	450	900	1,350
	補助者	3,000/週3日まで	300	600	900
夜間・早朝加算 18-22時 6-8時		2,100/日	210	420	630
深夜訪問看護加算 22-6時		4,200/日	420	840	1,260
24時間対応体制加算		6,400/月	640	1,280	1,920
特別管理加算Ⅰ・Ⅱ		5,000/月 2,500/月	500/250	1,000/500	1,500/750
退院時共同指導加算		8,000/指導日	800	1,600	2,400
ターミナル療養費		25,000	2,500	5,000	7,500

その他の料金

死後の処置料 (エンゼルケア)	衛生材料含む	15,000 円
営業時間外・ 休日対応料金 加算	訪問1回につき 9:00～18:00	3,000 円
	18:00～9:00	6,000 円